資料 2-4

第 10 期介護保険事業計画【令和 9（2027）～11（2029）年度】における介護保険料等について

Ⅰ 介護保険給付費及び介護保険料について

1 給付費の見込み

第 10 期介護保険事業計画期間における各サービスの給付費見込み額は、以下のとおりである。

（単位 百万円）

	第９期計画期間			第 10 期計画期間（見込み）		
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
介護保険給付費	85,400	88,536	90,145	100,253	104,395	106,595
居宅サービス費	53,115	55,759	56,323	65,054	68,956	70,929
地域密着型サービス費	11,140	11,272	11,950	12,311	12,442	12,593
施設サービス費	16,910	17,151	17,555	18,219	18,219	18,219
その他の費用（*1）	4,235	4,354	4,317	4,669	4,778	4,854
地域支援事業費（*2）	5,005	5,140	5,522	5,661	5,837	5,996
計	90,405	93,676	95,667	105,914	110,232	112,591
計画期間計	279,748			328,737		

※令和６年度は決算額、令和７年度は決算見込額、令和８年度は当初予算額

※令和 9 年度介護報酬改定、介護保険制度改正の内容が国から示されていないため、第 10 期の給付費見込みは現時点での仮推計値。今後、算定の基礎となる実績値の更新、施設整備数の反映、介護報酬改定及び制度改正の内容等により変動します。

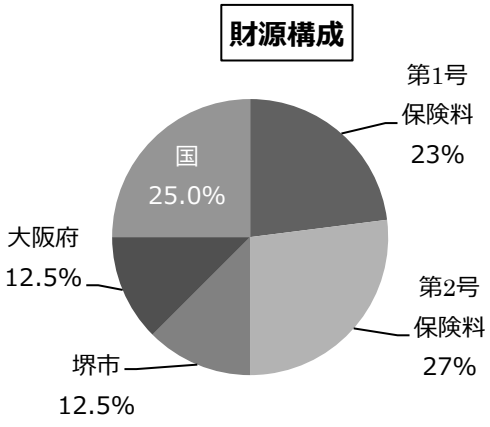
＊1 その他の費用とは、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、審査支払手数料をいう。

＊2 地域支援事業費には、重層的支援体制整備事業分を含む。

2 介護保険料について

（1）被保険者負担率

第 1 号被保険者（65 歳以上）と第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）の負担率は、計画期間ごとに全国の人口比率で定められており、第 10 期計画期間の負担率に変更は予定されていない。



（2）本市の保険料設定の考え方

現在の本市の保険料は、国が示す標準 13 段階の所得段階を 18 段階に細分化し、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな設定としている。現在、国において、保険者の段階設定や第 1 号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、検討されている。本市においても、現在の段階設定や保険料率の変更について、国の動向を踏まえた検討を行う。

また、保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付費準備基金の繰入についても検討する。

Ⅱ 施設整備について

1 施設整備の考え方

（1）国の基本指針を受けて

第 10 期介護保険事業（支援）計画の基本指針では、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、2040 年を見据えた中長期的な推計を実施することが求められており、事業所の運営状況（定員充足率、稼働率等）を確認し、必要となるサービスの提供体制の現状を把握するほか、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの状況を踏まえたサービス提供体制を構築することが求められている。

本市においても、今後は、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス需要の増加することが見込まれるが、その一方で将来にわたって持続可能で質の高いサービス提供体制を維持・確保するためには、既存施設の機能転換等、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用する必要性が高まっている。

また、今後 85 歳以上人口が増加し、 医療・介護双方のニーズのある要介護高齢者が急増することが見込まれることから、居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスの更なる普及等、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が重要である。

（2）第 10 期計画における施設等整備必要見込数の検討

国の指針において、定員充足率、稼働率等の必要となるサービスの提供体制の現状を把握することとされていることから、次期計画においては特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームにおける空床状況を勘案することとする。

○ 特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム

令和 8 年 4 月現在の待機者数等を基に推計

・ **特別養護老人ホーム待機者数見込み 439 人** ＝ ①×②

①早期入所の必要性が高い待機者(R8.4.1 現在)※ 426 人

※在宅又は入院中で、要介護 4・5 の 1 年以内での入所希望者及び要介護 3 の 3 か月以内での入所希望者から、既に特定施設入居者生活介護、認知症高齢者グループホームに入所している者を除いた人数

②第 10 期計画における要介護 3 以上認定者の増加率 1.03

・ **認知症高齢者グループホーム待機者数見込み 81 人** ＝ ①×②

①R8.4.1 時点の待機者 77 人

②第 10 期計画における要介護認定者の増加率 1.04

● **第 10 期計画における待機者数見込み 356 人分 =**（439 人＋81 人）－164 人（※）

※ 第 9 計画に基づき今後（R8.4.1 以降）整備される床数

（特別養護老人ホーム（117 床）、小規模多機能型居宅介護（29 床）、認知症高齢者グループホーム（18 床））

● **令和 8 年 4 月 1 日時点における空床数 258 床**

（特別養護老人ホーム（159 床）、認知症高齢者グループホーム（99 床））

○ 介護老人保健施設

令和８年４月現在、待機者数（29 人）は空床数（200 床）を下回っている。

○ 介護医療院

令和８年４月現在、待機者はいない。空床数は９床となっている。

（3）整備方針案

○ 施設の整備数の検討に当たっては、国の基本指針に基づき、定員充足率、稼働率等を踏まえたサービス提供体制の現状把握を行い、要支援・要介護認定者数の推計、介護サービス利用の推移、現行計画に基づく整備状況等を踏まえ、令和 11（2029）年度末までに必要と見込まれる数の整備を検討する。

○ 在宅での生活が困難な要介護高齢者の入所施設として、特別養護老人ホームだけでなく、できる限り住み慣れた地域において在宅での生活ができるよう介護サービスの基盤整備を進める。

○ 特別養護老人ホームは、本市の入所申込者の状況や事業者の状況等を踏まえ、ショートステイ（短期入所生活介護）からの転換等により一定数の整備を行う。

○ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看護）小規模多機能型居宅介護について、地域の実情に応じて整備を行う。

○ 認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、介護医療院については、待機者数を空床数が上回る見込みであることから、次期計画期間中の整備は行わない。

○ 特定施設入居者生活介護については、増加する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの質の確保という観点からも、既存施設からの転換も含めて整備を行う。

Ⅲ 地域支援事業について

＜地域支援事業の目的及び趣旨＞

被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進する。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

（１）サービス・活動事業

要支援 1・2、基本チェックリストで事業対象者の判定を受けた方等を対象とした訪問・通所型サービス。

本市では従前相当サービスに加え、基準緩和型の訪問・通所サービスと短期集中通所サービス、また、住民主体型訪問サービスを実施している。

（２）一般介護予防事業

介護予防「あ・し・た」プロジェクトなどフレイル予防に資する多様な事業や地域のつながりハート事業（★）をはじめとした地域の活動を一般介護予防事業に位置づけ、普及啓発や介護予防プログラムの提供、介護予防活動の支援を実施。

2 包括的支援事業及び任意事業

（１）包括的支援事業

■地域包括支援センターの運営（★）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する

■権利擁護サポートセンターの運営（★）
すべての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できるよう、高齢者や障害者等の権利擁護の充実を図る
■生活支援コーディネーター配置事業（★）
■在宅医療・介護連携の推進
在宅医療と介護の連携や多職種連携の推進
■認知症施策の推進
認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等

（２） 任意事業

■介護給付費適正化
■シルバーハウジング生活援助員派遣事業
■緊急通報システム事業　など

（★）印の事業については、重層的支援体制整備事業の一部に位置付け、介護保険事業特別会計から一般会計に繰り出し、一般会計の事業として実施。

＜参考＞重層的支援体制整備事業

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的とした事業